

改正 平成25年3月22日告示第204号

平成26年2月25日告示第100号

平成28年3月18日告示第168号

令和3年3月26日告示第177号

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程を次のように定める。

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者（身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。以下同じ。）の社会における活動の充実と発展を図るため、障害者の社会活動又は地域活動を推進する事業を行う法人その他団体に対し、障害者の福祉の需要に即した公益性、専門性及び広域性を有する社会活動又は地域活動の推進を図る事業に要する経費について予算の範囲内で交付する沖縄県障害者社会活動推進事業補助金（以下「社会活動推進補助金」という。）に関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、社会活動推進補助金の交付要件、交付手続その他交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 社会活動推進補助金は、次に掲げる事業で、障害者の社会活動又は地域活動の推進に寄与すると知事が認めるもの（以下「補助事業」という。）について補助する。この場合において、一の法人その他団体が次に掲げる事業のうち複数の事業を実施するときあつては、法人その他団体が実施するこれらの事業を一の補助事業と取り扱う。

- (1) 相談援助又はピア・カウンセリング（障害者が、その体験に基づき、他の障害者からの相談に応じ、相談に係る問題の解決を図り、又は助言を行うことをいう。）に関する事業及びこれに係る普及啓発事業
- (2) 交流事業及びこれに係る普及啓発事業
- (3) 障害者の社会活動又は地域活動を促進するための指導者の研修事業及びこれに係る普及啓発事業
- (4) スポーツ、レクリエーション又は文化振興の事業及びこれに係る普及啓発事業
- (5) 研修会、講演会等の事業及びこれに係る普及啓発事業
- (6) その他知事が特に必要と認める事業及びこれに係る普及啓発事業

2 前項各号に掲げる事業が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他障害者の福祉等に関する法律の規定により国又は地方公共団体から補助その他の支援措置が講じられ、又はこれらの支援措置を受けることができる場合は、同項の規定にかかわらず、当該事業について社会活動推進補助金を交付しない。

3 補助事業は、身体障害、知的障害又は精神障害の別にかかわらず、広く県民が障害及び障害がある者についての関心と理解が深まるよう行うものでなければならない。

4 知事は、法人その他団体が第1項各号に掲げる事業を毎年度継続して実施する場合においては、当該事業の実施初年度を含め、3年度を限度として補助することができる。この場合において、知事が特別の理由があると認めるときは、3年度を超えて補助することができる。

(補助事業の対象経費)

第3条 社会活動推進補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬
- (2) 賃金
- (3) 報償費
- (4) 旅費
- (5) 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）
- (6) 役務費（通信運搬費に限る。）

- (7) 委託料
 - (8) 使用料及び賃借料
 - (9) 前各号に掲げる経費のほか、補助事業の実施に関し知事が特に必要であると認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費のうち専ら補助事業を行う団体の役員又は職員に係る経費である部分については、社会活動推進補助金の交付の対象としない。

(社会活動推進補助金の交付申請及びこれに係る補正義務等)

第4条 社会活動推進補助金の交付を受けようとする法人その他団体は、交付を受けようとする年度の5月31日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。この場合において、一の法人その他団体が第2条第1項各号に掲げる事業で複数の事業を実施しようとするときは、第2号及び第6号に掲げる書類を当該事業ごとに区分しなければならない。

- (1) 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)
 - (2) 沖縄県障害者社会活動推進事業の概要説明書(第1号様式の2)
 - (3) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書(第1号様式の3)
 - (4) 収支予算書
 - (5) 障害者団体活動記録台帳(第1号様式の4)
 - (6) 法人格を有しない団体にあつては、団体の規約の写し及び団体を代表する者を確認できる書類並びに団体の目的及び実施事業の概要に関する書類
 - (7) 社会活動推進補助金の交付を受けようと申請している事業と同一又は類似の事業に係る過去1年における実績を示す書類であつて、当該事業を実施したことにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されていることを示すもの(当該事業を新たに実施しようとする場合で、過去1年における実績がないときにあつては、当該事業を実施することにより障害者の社会活動又は地域活動が推進され、又は促進されることを示す書類)
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する交付申請書の提出期限を変更することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による交付申請書及び関係書類の提出があつた場合において、当該交付申請書及び関係書類の記載事項に形式上の不備があると認めるときは、当該交付申請書を提出した法人その他団体に対し、2週間以内の期限を定めて書面により補正を命じることができる。
- 4 前項の規定により知事から補正を命じられた法人その他団体が知事が定めた期間内に補正をした交付申請書その他の書類を提出しないときは、知事は当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(社会活動推進補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により交付申請書及び関係書類の提出があつたときは、次に掲げる事項について審査し、当該年度の8月31日までに社会活動推進補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- (1) 交付申請書に係る事業の内容及びその事業により障害者の社会活動及び地域活動の推進に関し期待される効果
 - (2) 交付申請書に係る事業の公益性、専門性及び広域性
 - (3) 交付申請書を提出する法人その他団体のこれまでの障害者の社会活動を推進するために実施した事業の実績及びその効果並びに社会活動推進補助金の交付に関し必要な事項
- 2 知事は、前項の規定により社会活動推進補助金の交付を決定し、又は交付しないことを決定したときは、その旨を交付申請書を提出した法人その他団体に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による社会活動推進補助金の交付又は不交付を決定するために必要があると認めるときは、交付申請書を提出した法人その他団体から交付申請書に係る事業の実施に関し必要な書類の提出を求め、当該事業の実施方法を実地について調査することができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する社会活動推進補助金の交付又は不交付を決定する期限を延期することができる。

(社会活動推進補助金の額及びその特例)

第6条 社会活動推進補助金の額は、社会活動推進補助金を交付しようとする年度の4月1日に次の算式により求められる額の範囲内で知事が定める。

2 前項の規定による算式で定める額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 知事は、第1項の規定によりあらかじめ定めた補助事業の数が第4条第1項の規定により交付申請書を提出した法人その他団体の数を下回ることとなった場合には、前2項の規定により定めた社会活動推進補助金の額について、交付申請書を提出した法人その他団体の数に基づき前2項の規定を適用して得られる額に変更することができる。

(申請の取下げ)

第7条 第5条第2項の規定による社会活動推進補助金の交付決定の通知を受けた法人その他団体(以下「補助事業者」という。)は、社会活動推進補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金規則第7条第1項の規定により社会活動推進補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、社会活動推進補助金の交付申請を取り下げる旨及びその取り下げる事由その他必要な事項を記載した書面を知事に提出し、社会活動推進補助金の申請を取り下げることができる。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、次に掲げる場合には、沖縄県障害者社会活動推進事業計画等変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分の変更(経費の配分を変更する額が変更する経費のいずれか低い方の額の20パーセント以内のものである変更を除く。)をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容又は実施方法を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了し、中止し又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は社会活動推進補助金の交付があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書には、補助事業に係る収支に関する状況を明らかにする領収書その他の書類の写しを添付しなければならない。ただし、当該書類を知事に提示し、知事が当該書類の写しを提出する必要があると認めるときはこの限りでない。

(社会活動推進補助金の交付時期等)

第10条 知事は、前条の規定による補助事業の実績報告に基づき交付する社会活動推進補助金の額が確定したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による知事の通知を受けたときは、社会活動推進事業補助金請求書(第4号様式)により社会活動推進補助金を請求するものとする。

(社会活動推進補助金の概算払)

第11条 知事は、補助事業者が沖縄県障害者社会活動推進事業補助金概算払請求書(第5号様式)を提出した場合で、補助事業の実施に関し特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、社会活動推進補助金を概算払することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により社会活動推進補助金を概算払する場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条第3号の規定により、社会活動推進補助金の交付決定額の9割に相当する額の範囲内で概算払を行うものとする。

(補助事業に係る帳簿等の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間これらの書類を保存しなければならない。

(調査等)

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業に関し報告させ、又は関係職員をして帳簿、書類その他補助事業に係る物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(社会活動推進補助金の交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、社会活動推進補助金の交付を取り消

し、又は既に交付した社会活動推進補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付申請書又は関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 社会活動推進補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 社会活動推進補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 社会活動推進補助金の交付を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金規則及びこの告示に定める事項に違反したとき。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、社会活動推進補助金に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日告示第204号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日告示第100号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日告示第168号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の規定は、平成28年度の予算から適用する。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日告示第177号)

第1号様式

(第4条関係)

第1号様式の2

(第4条関係)

第1号様式の3

(第4条関係)

第1号様式の4

(第4条関係)

第2号様式

(第8条関係)

第3号様式

(第9条関係)

第4号様式

(第10条関係)

第5号様式

(第11条関係)